佐久市老朽危険空家等除却・空家等除却跡地利活用補助金

佐久市　建設部　建築住宅課　住宅係[0267-62-3430]

補助対象工事は、交付決定後に着手するものに限ります。工事契約後・完了後のものは補助対象外です。

除　却　事　業

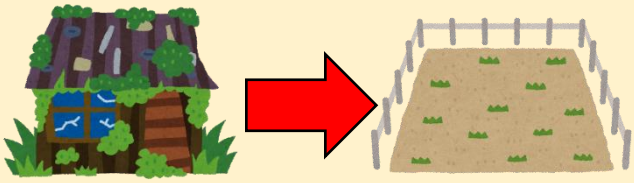
事前調査は
ネット申込可能です

☑対象空家等（全ての条件を満たす必要があります）

- 市内の１年以上使われていない空家等のうち、
  ①戸建住宅　②長屋建住宅　③特定空家等※ のいずれか
  ※　③は別途条件があります。
- 市の事前調査で、老朽危険空家等と判定されたもの

💰補助対象費用

老朽危険空家等の除却工事にかかる費用



💰補助金額

最大５０万円　（補助対象経費と、補助対象建築物の延べ面積に 1 平方メートルあたり 15,000 円を乗じて得た額のいずれか少ない額の 2 分の 1 以内）

利　活　用　事　業

☑対象除却跡地（全ての条件を満たす必要があります）

- 除却着手日または補助金交付申請日のいずれか早い日において
  市内の１年以上使われていない空家等
- 除却後、１年以内に　①住宅　②店舗　のいずれかの建設工事に着手する敷地

💰補助対象費用

除却跡地に建設する①住宅　②店舗の建設工事にかかる費用



💰補助金額

最大５０万円（補助対象費用の 10 分の 2 以内）

申請できる方・条件

① 暴力団関係者ではない個人
② 空家等の所有権がある人（法定相続人等を含む）
③ 本市の税金を滞納していない人
④ この要綱による補助金等の交付を受けていないこと
⑤ 除却後の敷地等を適切に管理できる人【除却事業】
⑥ 建設敷地、建物等を適切に管理できる人【利活用事業】
⑦ 空家等に所有権以外の権利が設定されていないこと
⑧ 土地の所有権がある人の同意が得られていること　など

その　他

代理受領制度（補助金を市から工事業者に直接支払う制度）が利用可能です！

除 却 事 業 の 流 れ

市



補助要

敷地内の建築物・工作物・立木等を解体・撤去し、
発生した廃材等の運搬・処分すること。

工事業者

申 請 者

①事前判定申請

【提出書類】
・事前調査申請書〈様式第１号〉
・位置図
・現況写真（空家等含む・敷地全景２面以上）
・建物の登記事項証明書の写し
など

②受付・審査



③判定結果通知

※老朽危険空家等に該当しない場合、補助金申請はできません。

④見積り



⑤補助金交付申請

【提出書類】
・交付申請書〈様式第２号〉
・除却工事の見積書の写し
・誓約書〈様式第４号〉
など

※工事を実施した業者が補助金を受取れる「代理受領制度」が利用できます。申請者は工事費用から補助金額を差し引いた額のみの支払いで済みます。

⑥受付・審査

交付決定

決定!

⑦決定通知



¥

工事費支払	
全額支払い	一部※支払い

⑧契約・工事



⑨実績報告注１

【提出書類】
・実績報告書〈様式第８号〉
・除却工事の工事請負契約書の写し
・除却工事の領収書の写し
・工事写真（工事中/完了後 敷地全景２面以上）
など

⑩完了確認

交付確定

領収書発 行

¥

⑪補助金請求

【提出書類】
・交付請求書〈様式第９号〉または
代理受領の場合〈様式第10号〉

⑫支払い

代理受領

⑬補助金受領

⑬補助金受領

注１　・実績報告は、工事完了日から30日以内又は交付決定した日の属する年度の２月末日のいずれか早い日までに提出してください。

利 活 用 事 業 の 流 れ

市



②受付・審査

交付
決定



⑥完了確認

交付
確定

⑧支払い

申 請 者



補助金申請か除却着手のいずれか早い日において１年以上使用されていない空家等が対象

①補助金交付申請

【提出書類】
- 交付申請書〈様式第３号〉
- 位置図
- 現況写真（敷地全景２面以上）
- 土地建物の登記事項証明書の写し
- 建築建物の配置図、平面図、立面図
- 建設工事の見積書の写し
- 建設工事工程表
- 誓約書〈様式第４号〉

など

※工事を実施した業者が補助金を受取れる「代理受領制度」が利用できます。申請者は工事費用から補助金額を差し引いた額のみの支払いで済みます。

③決定通知

工事費支払い	
全額支払い	一部※支払い

⑤実績報告注１

【提出書類】
- 実績報告書〈様式第８号〉
- 建設工事の工事請負契約書の写し
- 建設工事の領収書の写し
- 工事写真(着手前/完了後 敷地全景２面以上)
- 建築基準法の検査済証の写し

など

⑦補助金請求

【提出書類】
- 交付請求書〈様式第９号〉または代理受領の場合〈様式第 10 号〉

⑨補助金受領

解体業者

除却着手

除却完了

除却完了から１年以内に建設工事着手

建設工事業者

見積り

④契約・工事
- 着手前、完了写真撮影
- 建築基準法完了検査

領収書
発　行

代理受領

⑨補助金受領

注１　実績報告は、工事完了日から 30 日以内又は交付決定した日の属する年度の２月末日のいずれか早い日までに提出してください。